

令和5年度

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための

学校生活ガイドライン

埼玉県立川越南高等学校

令和5年9月13日

学校生活

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには無理して登校せず、自宅で休養する。
- 登校後、体調が悪い場合は速やかに申し出る。
- こまめに手洗いを行う。
- マスクの着用は、個人の判断による。(通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する際は、マスク着用が推奨される)
- 換気のため、出入口のドアは開放し、対角線上の2か所以上の窓を常に開けておく。
- 咳エチケットを徹底する。
- マスクを着用する場合、予備は各自で準備すること。

食事

- 食事の前後は、全員が手洗いを徹底する。
- 換気を行い、食事中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないように配慮する。

部活動

- 学校生活同様、基本的な感染症対策を講じた上で実施する。
- 部活動前に健康観察を行い、体調不良の生徒は参加しない。

出席停止の取扱い

感染症による出席停止の措置は、**学校医やその他の医師の意見に基づき、学校長が指示する**ものです。

発熱や咽頭痛、咳等の症状を有している場合、また、自宅での検査キットによる陽性反応の場合でも、医師の診断により、陽性の確定や登校を控えるよう指示を受けていなければ、出席停止の扱いにはなりません。(学校保健安全法施行規則第19条)

	対象者	期間
①	陽性者	【有症状者の場合】 発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。 ※発症日を0日とする。
		【無症状者の場合】 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで ただし、出席停止期間に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで」の期間とする。
②	体調不良者※のうち医師等から登校を控えるよう指示された者 (①を除く)	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで ※「体調不良」とは、発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状をいう。

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨される。

出席停止となった場合、登校後、**保護者が記入する「出席停止の届」**を必ず担任に提出する。

※医師による「治癒証明書」や「診断書」の提出は必要ありません。

代わりに、処方薬の「薬剤情報提供文書」を確認させていただきます。

学校感染症に関する出席停止届

埼玉県立川越南高等学校長 様

____年 ____組 ____番

生徒氏名 _____

この届は保護者の方が記入し、「薬剤情報提供文書※」と一緒に担任へ提出してください。

感染症名	
診断日 (医療機関へ行った日)	令和 ____年 ____月 ____日 (____)
療養期間 (学校を欠席した期間)	令和 ____年 ____月 ____日 (____) から 令和 ____年 ____月 ____日 (____) まで
医療機関	名 称 : _____ 所在地 : _____ 市・区 _____ 町・村

令和 ____年 ____月 ____日

保護者氏名 _____ (印)

*****学校記入欄*****

薬剤情報提供書の処方内容を確認しました → 感染症情報システム登録